

小田原市人権施策推進委員会委員を募集！

小田原市の人権施策についてご意見をいただける方を募集します

小田原市では平成23年3月に、市の人権施策の方向性を定めた「小田原市人権施策推進指針」を策定するとともに、「小田原市人権施策推進委員会（現、小田原市人権施策推進懇談会）」を設置して、市民の方から様々なご意見をいただきながら、人権侵害や差別のない社会づくりに取り組んできました。

しかし、指針の策定から6年が経過し、この間、様々な新しい人権課題が生じています。そこでこの度、「小田原市人権施策推進指針」を改訂するために、市の人権施策について人権尊重の視点から評価し、必要な提言をいただく附属機関として「小田原市人権施策推進委員会」を設置することとなりました。

本市の人権施策について、委員として、広い視野からご意見をいただける方を募集いたします。

1 募集内容

| | |
|-------|----------------------------------|
| 募集人数 | 1人 |
| 対象 | 市内在住・在勤・在学の18歳以上（平成31年4月1日現在）のかた |
| 任期 | 平成33年3月31日まで（会議開催は、年4回程度） |
| 構成員謝礼 | 1回の会議参加につき10,000円 |

2 募集期間

平成31年4月1日（月）～4月26日（金）まで（必着）

3 応募方法

『小田原市人権施策推進委員会委員 応募用紙』に、『必要事項』及び『小論文「人権に対する自分の意識や考えについて」（800字以内）』を記入いただき、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- ① 郵送 〒250-8555（所在地は記載不要です。）小田原市 市民部 人権・男女共同参画課あて
- ② FAX 0465-33-1286（代表）
※FAX番号は、市役所代表の番号のため、宛先（人権・男女共同参画課あて）を忘れずに記入ください。
- ③ メール jinken@city.odawara.kanagawa.jp ※人権・男女共同参画課のアドレスです。
- ④ 直接提出 市民部人権・男女共同参画課（小田原市役所本庁舎5階）
8：30～17：15（土日・祝日を除く）

4 備考

※応募書類は返却いたしません。

※公募委員の選考にあたっては、提出いただいた小論文を採点・順位づけをし、上位者からの選考を原則といたしますが、年齢構成、性別等のバランスも考慮の上、選考させていただきます。

※選考は2段階選抜とし、書類審査の上位者について面接を実施した上で、最終的に委員となる方を決定します。

※選考結果につきましては、可否にかかわらず、5月末日までに応募者全員に連絡いたします。

【問合せ先】

小田原市 市民部 人権・男女共同参画課
電話 0465-33-1755